

みんなであえ合う国民年金

国民年金は、高齢になったときや、病気・けがで障がいが残ったとき、家計を支えていた人が亡くなったときなどに所得を保障し、安定した生活をみんなで支え合うための制度です。日本に住所がある20歳以上60歳未満の人は必ず加入しなければなりません。

どんな種類があるの？



国民年金に加入している人を「被保険者」といい、加入している年金の種類によって保険料を納める方法が違います。

第1号被保険者

国内に住む20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者・第3号被保険者以外の人(例・自営業や農業に従事している人、学生ら)
※保険料は自分で納付

任意加入被保険者

国内に住む60歳以上65歳未満の老齢基礎年金を受けていない人や海外に住む20歳以上65歳未満の日本人ら
※保険料は自分で納付

第2号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者
※保険料は給料天引き

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者
※保険料は配偶者が加入している年金制度が負担(自分で納付する必要はありません)



納めるのが難しいの？



経済的な理由で保険料の納付が困難な人(第1号被保険者)のために、次の制度があります。いずれも窓口で申請が必要です。

■申請免除

前年所得に応じて全額・4分の3・半額・4分の1免除
■本人・配偶者・世帯主の前年所得を審査。

■若年者納付猶予

30歳未満の人の納付猶予
■本人・配偶者の前年所得を審査。

■学生納付特例

学生の納付猶予
■本人の前年所得を審査。

■失業特例

退職や失業した人は離職票のコピーなどを添付すると本人の前年所得を除外して審査できます。

どんな年金がもらえるの？



国民年金に加入している人には次のような給付があります。

■老齢基礎年金

保険料を納めた期間や免除された期間が25年以上ある人が、原則として65歳から受けられます。

■障害基礎年金

病気やけがによって障がいが残ったときに受けられます。(一定要件あり)

■遺族基礎年金

国民年金に加入していた人が死亡したときに、18歳未満の子がいる場合などに妻または子が受けられます。(一定要件あり)

要件あり)

他にもこんな年金があります

○特別障害給付金

障がいの原因となったけがなどの初診日が、平成3年3月以前で学生または昭和61年3月以前で第2号被保険者の扶養配偶者で、当時、国民年金に任意加入していなかった、障害基礎年金1・2級相当の障がいがある人が受けられます。

○寡婦年金

年金を納付した期間と免除期間を合わせて25年以上ある夫が何の年金も受けずに死亡したときに、生計を維持されていた妻が受けられます。(一定要件あり)

年金を増やしたい！



■高齢者の任意加入

60歳以上で未納などのため満額の年金を受けられない人は、65歳までであれば任意で年金に加入し、保険料を納付することができます。(受給資格期間の足りない人は、最長70歳まで加入できます)

■新制度

■後納(平成27年9月まで)

過去10年以内に未納期間や未加入期間がある人は、さかのぼって納付(後納)することができます。後納により受給資格期間を満たすと年金を受けられます。

■追納

過去10年以内に免除または猶予の期間がある人は、さかのぼって納付(追納)することができます。(追納しないと)

確認しましょう！自転車の安全利用



校門前の横断歩道を安全点検

本市では7・8月に関係機関と合同で、市内の小学校通学路の安全点検を行いました。道路の交通安全施設を整備することで安全性が向上する場所については今後、可能な対策を実施していきますが、道路を通行する皆さんが正しい交通ルールとマナーを守らなければ安全は確保されません。特に朝夕の通勤通学時間帯を中心に、身勝手な自転車利用による危険性が指摘されています。被害者にも加害者にもなりうる自転車利用。ルールを守って、安全に自転車を利用しましょう。

「こんな乗車は違反です！」

×併進

歩行者や他の車両の通行の妨げになるばかりでなく、接触などの交通事故にもつながります。

×夜間の無灯火

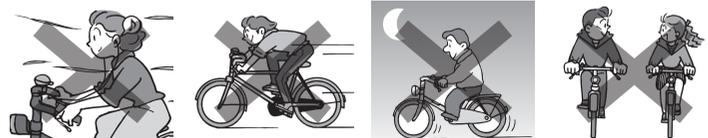
歩行者や他の車両からも見えません。

×歩道の高速通行

例外として歩道を走行する場合は、いつでも止まれるスピード(徐行)で歩行者優先。

×携帯電話・イヤホンの使用

周囲の音や声が聞こえにくくなったり、機器の操作に気が取られたりして危険です。



いくら納めるの？

平成24年度保険料
月額 1万4,980円

【納付方法】

- ①納付書で全国の金融機関、コンビニで納付
- ②口座振替
- ③クレジットカード納付
- ④インターネット納付

社会保険料控除証明書が届きます

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除証明書は年末調整や確定申告時に必要となるため、大切に保管してください。

- ・11月に送付される人＝1月1日から9月30日までの間に保険料を納めた人
- ・平成25年2月に送付される人＝10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納めた人

【問い合わせ】控除証明専用ダイヤル(11月1日から設置) ☎0570-070-117、IP電話・PHSからは ☎03-6700-1130へ

お問い合わせは、国保・年金課 ☎948 6356・FAX 934 2631、松山東年金事務所 ☎946 28335・FAX 933 1319、松山西年金事務所 ☎925 5175・FAX 923 4619へ

お問い合わせは、総合交通課 ☎948 6446・FAX 934 1807へ